公益財団法人茨城県生活衛生営業指導センター定款

第１章　　総　則

（名称）

第１条　この法人は，公益財団法人茨城県生活衛生営業指導センターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は，主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は，茨城県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和３２年６月３日法律第１６４号。以下「生衛法」という。）第２条第１項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の衛生環境の改善向上，経営の健全化及び振興を通じて，公衆衛生の向上並びに一般消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

（１）　生活衛生関係営業に関する衛生環境（施設・設備を含む。）の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導

（２）　生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びにその苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合への指導

（３）　生衛法第５７条の１２に規定する標準営業約款に関する営業者の登録

（４）　生活衛生関係営業に関する講習会，講演会及び展示会等の開催又はそのあっ旋

（５）　生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及びその提供

（６）　生活衛生関係営業の振興のための事業

（７）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は，茨城県において行うものとする。

第３章　　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は，この法人の基本財産とする。

２　基本財産は，理事会において別に定めるところにより，この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず，基本財産の一部を処分しよう

とするとき及び基本財産から除外しようとするときは，あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は，毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支計算）

第７条　この法人の事業計画書，収支予算書，資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については，毎事業年度開始の日の前日までに，理事長が作成し，理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も，同様とする。

２　前項の書類については，直近の評議員会へ報告するものとする。

３　第１項の書類については，主たる事務所に，当該事業年度が終了するまでの間備え置き，一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については，毎事業年度終了後，理事長が次の書類を作成し，監事の監査を受けた上で，理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち，第１号，第３号，第４号及び第６号の書類については，定時評議員会に提出し，第１号の書類についてはその内容を報告し，その他の書類については承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか，次の書類を主たる事務所に５年間備え置き，一般の閲覧に供するとともに，定款を主たる事務所に備え置き，一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　理事長は，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８

条の規定に基づき，毎事業年度，当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し，前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　　評議員

（評議員の定数）

第１０条　この法人に評議員１０名以上１５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第１１条　評議員の選任及び解任は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条までの規定に従い，評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には，次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１）各評議員について，次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等以内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げるもの以外の者であって，当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の３親等以内の親族であって，これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員数の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては，その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

二　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①　国の機関

②　地方公共団体

③　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって，総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され，かつ，その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第１２条　評議員の任期は，選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は，退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は，第１０条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第１３条　評議員は無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが出来る。

３　前２項に関し必要な事項は，評議員会の決議により別に定める。

第５章　　評議員会

（構成）

第１４条　　評議員会は，すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第１５条　評議員会は，次の事項について決議する。

（１）　理事及び監事並びに評議員の選任又は解任

（２）　理事及び監事の報酬等の額

（３）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）　定款の変更

（６）　残余財産の処分

（７）　基本財産の処分又は除外の承認

（８）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１６条　評議員会は，定時評議員会として年１回、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催

するほか，必要がある場合には臨時評議員会を開催する。

（招集）

第１７条　評議員会は，法令に別段の定めがある場合を除き，理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は，理事長に対し，評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して，評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１８条　評議員会の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず，次の決議は，決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　理事，監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）　定款の変更

（４）　基本財産の処分又は除外の承認

（５）　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては，各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には，過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第１９条　評議員会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成しなければならない。

２　評議員会に出席した評議員及び理事のうちから選出された議事録署名人２名は，前項の議事録に記名押印をしなければならない。

第6章　　役　員

（役員の設置）

第２０条　この法人に，次の役員を置く。

（１）　理事　１０名以上１５名以内

（２）　監事　３名以内

２　理事のうち１名を理事長，３名以内を副理事長，１名を専務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし，専務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は，評議員会の決議によって選任する。

２　理事長，副理事長及び専務理事は，理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　この法人の理事のうちには，理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が，理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　この法人の監事には，この法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係のある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また，各監事は，相互にその親族その他特殊の関係があってはならない。

５　この法人の評議員のうちには，理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数，又は評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が，評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。また，評議員には，監事及びその他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第２２条　理事は，理事会を構成し，法令及びこの定款で定めるところにより，職務を執行する。

２　理事長は，法令及びこの定款で定めるところにより，この法人を代表し，その業務を執行し，専務理事は，理事会において別に定めるところにより，この法人の業務を分担執行する。

３　副理事長は，理事長を補佐する。

４　理事長及び専務理事は，毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２３条　監事は，理事の職務の執行を監査し，法令で定めるところにより，監査報告を作成する。

２　監事は，いつでも，理事及び使用人に対して事業の報告を求め，この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第２４条　理事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は，前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は，第２０条に定める定数に足りなくなるときは，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２５条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし，監事を解任する場合は，議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の決議によって行わなければならない。
（１）　職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。
（２）　心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないと認められるとき。

（役員の報酬等）
第２６条　理事及び監事は，無報酬とする。ただし，常勤の理事及び監事に対しては，評議員会において別に定める総額の範囲内で，評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　理事及び監事には，その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は，評議員会の決議により別に定める。

第７章　　理事会

（構成）
第２７条　理事会は，すべての理事をもって構成する。

（権限）
第２８条　理事会は，この定款で別に定めるもののほか，次の職務を行う。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長，副理事長及び専務理事の選定及び解職

（招集）
第２９条　理事会は，理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは，各理事が理事会を招集する。
３　前２項の規定にかかわらず，理事及び監事の全員の同意があるときは，招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（決議）

第３０条　理事会の決議は，決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し，その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１９７条において準用する同法第９６条の要件を満たしたときは，理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３１条　理事会の議事については，法令で定めるところにより，議事録を作成しなければならない。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３２条　この定款は，評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は，この定款の第３条，第４条及び第１１条についても適用する。

（解散）

第３３条　この法人は，基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第３４条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には，評議員会の決議を経て，公益目的取得財産残額に相当する額の財産を，当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１ヶ月以内に，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第３５条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は，評議員会の決議を経て，公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　　委員会及び事務局

（委員会）

第３６条　この法人の事業を推進するために必要があるときは，理事会はその決議により

委員会を設置することができる。
２　委員会を構成する委員の選任及び解任は，理事会の決議により理事長が行う。
３　委員会の任務，構成及び運営に関し必要な事項は，当該委員会設置の都度，理事会の決議を経て理事長が別に定める。

（事務局）
第３７条　この法人の事務を処理するため，事務局を設置する。
２　事務局には，所要の職員を置く。
３　前項の職員は，理事会の承認を経て理事長が任免する。
４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は，理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第１０章　　正会員及び賛助会員

（会員）
第３８条　この法人の趣旨に賛同し後援する個人，法人又は団体を正会員及び賛助会員とすることができる。
２　正会員及び賛助会員に関し必要な事項は，理事会の決議を経て理事長が別に定める。

第１１章　　公告の方法

（公告の方法）
第３９条　この法人の公告は，電子公告により行う。
２　事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は，官報又は茨城県において発行する茨城新聞に掲載する方法による。

附　則
１　この定款は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは，第６条の規定にかかわらず，解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし，設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附　則
この規程は、令和８年４月１日から適用する。